

道路の整備方針等検討業務委託に係る  
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和7年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託  
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

中央復建コンサルタンツ株式会社

3 公募期間

令和7年10月31日(木)～11月21日(金)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
秀島 栄三	名古屋工業大学 教授
田中 みさ子	大阪産業大学 教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授

(2)選定委員会の開催日

1回目:令和7年10月17日(金)

2回目:令和8年1月22日(木)

### (3) 審査基準

#### ① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考	
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 本市入札参加資格の登録分野	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。 また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	様式-1 を審査する	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務1」について、元請として従事した実績を有していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者が規定業務の実績を有していること。）  【規定業務】 1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務	様式-2 を審査する	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4 を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4 を審査する
	専門技術力	過去10年間の業務実績の内容	管理技術者は、平成27年度以降の官公庁発注による、次に示す「規定業務1」について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）、元請の技術者として従事した実績を有すること。  【規定業務】 1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務	様式-5 を審査する	
	照査技術者	資格・実績要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「建設一都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM（登録部門：「都市計画及び地方計画部門」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4 様式-5 を審査する

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者 1	専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者 2	専任性 手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理（主任）技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	その他留意事項		担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを規定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の内容が主たる部分の場合。</li> <li>・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。</li> <li>・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</li> </ul>	様式-3を審査する

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

背景		<p>本市では、東横堀川全川と道頓堀川の一部（日本橋～上大和橋間）で整備を予定している水辺空間において、持続的な利活用と日常管理を公民連携により実施していくことをめざし、ワークショップや勉強会、社会実験等を実施してきました。また、水辺の魅力空間づくりへ向けた今後の取組方針と進め方について取りまとめた「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」を策定しました。</p> <p>一方、約2.8kmにわたる対象区域において、現状では水辺に近づくことができない区間が多く、水辺空間の利活用に向けた関心はエリアごとに異なります。また、沿川建物が近接した水辺空間における利活用事例は全国的に見当たらず、利活用に向けた検討・検証方法や担い手の発掘、社会実験等の取組への参加者を集める方法などに課題があります。</p> <p>今後の水辺利活用を促進するため、水辺整備における設計への反映事項の整理と公民連携による利活用体制や利活用ルール等の構築に向けた課題と取組項目の整理を目的とし、水辺整備後の持続的な利活用について、公民での対話により、地域課題やめざす空間像を共有しうえて、地域のニーズや担い手の意見を把握するとともに、社会実験等で検証する必要があります。また、これらの取組は、参加者や対象エリアを拡げつつ継続的に実施していく必要があると考えています。</p> <p>しかしながら、過去に実施した対話の場では、参加者が一部の地域に偏っており、全川を通したニーズや担い手の意見把握には至らなかったため、意見聴取には工夫が必要です。</p>
特定テーマ1	内容	<p>背景を踏まえ、実際に公民連携まちづくりに関連する事業者や地域住民等、担い手・使い手になり得る方々への意見聴取方法について、利用者が求める潜在的なニーズを効果的・効率的に引き出し行政が提供できる強み等を踏まえた提案をしてください。</p> <p>提案にあたっては、持続的な利活用の実現へ向けたニーズや課題の把握を目的とし、次の点に留意した工夫を理由とともに記載してください。</p> <p>【留意点】</p> <p>①新たな担い手・使い手となり得る事業者等を増やす／②継続した関係を築く／③積極的に発言してもらう／④アイデアを社会実験で試してもらう／⑤社会実験へ効果的につなげるタイミングで実施する／⑥利活用目的や相手に合わせた対話手法を行う／⑦広報物等を活用し東横堀川等における水辺整備事業の認知度を向上する</p>
特定テーマ2	内容	<p>水辺整備後の利活用方法を具体的に想定した社会実験の企画案について、背景やテーマ1の提案内容を踏まえ、検証課題とともに提案してください。</p> <p>提案にあたっては、これからの水辺整備の機運醸成、今後の整備・利活用の課題抽出を目的とし、次の点に留意した工夫を理由とともに記載してください。</p> <p>参考に、これまでのワークショップや社会実験では、オープンカフェや橋下空間の利用、水上（水辺）でのヨガや音楽イベント、マルシェなどのニーズが確認されています。</p> <p>【留意点】</p> <p>①持続可能な利活用スキームの構築／②公民連携により良好な水辺空間を維持する／③東横堀川や周辺地域等の特徴を踏まえる／④回遊性向上（ハード面・ソフト面）の視点も踏まえる／⑤ヒアリングにより抽出されたニーズや利活用を取り込む／⑥周辺住民等によって（体感して）もらい、新たな担い手や利用者確保する／⑦広報物等を活用し東横堀川等における水辺整備事業の認知度を向上する／⑧護岸改修後の水辺空間がイメージできる</p>

(評価シート)

評価項目		評価の着眼点	配点		
			項目別	複数時 配分	項目別 配分
配置予定技術者の 経験及び能力	管理 技術者	専任性（他業務との兼任状況）	20	7	3
		専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）			4
	担当 技術者1	専任性（他業務との兼任状況）		5	2
		専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）			3
	担当 技術者2	専任性（他業務との兼任状況）		5	2
専門技術力（過去10年間の規定業務の実績）		3			
管理技術者 照査技術者 担当技術者	資格要件	3	3		
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	20	5	5
		実施 手順			業務実施手順の妥当性
	業務量把握、人員配置の妥当性			5	5
その他	重要事項の指摘（特定テーマに対する技術提案の内容を除く）	5	5		
特定 テーマ に対する 技術 提案	全体	新規性	60	10	5
		的確性			5
	特定 テーマ 1	的確性		20	10
		実現性			10
	特定 テーマ 2	的確性		30	12
実現性		18			
合計（100点満点）				100.00	

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	評価点	備考
管理技術者	専任性 他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	-	-	A (3.0) A' (2.4) B (1.8)	①
	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績	管理(主任)技術者または担当技術者として河川空間における規定業務の実績がある	-	管理(主任)技術者または担当技術者として河川空間以外における規定業務の実績がある	-	-	A (4.0) B (2.4)	②
担当技術者1	専任性 他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	-	-	A (2.0) A' (1.6) B (1.2)	③
	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績	管理(主任)技術者または担当技術者として河川空間における規定業務の実績がある	-	管理(主任)技術者または担当技術者として河川空間以外における規定業務の実績がある	-	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績がない	A (3.0) B (1.8) C (0.0)	④
担当技術者2	専任性 他の業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	-	-	A (2.0) A' (1.6) B (1.2)	⑤
	専門技術力 過去10年間の規定業務の実績	管理(主任)技術者または担当技術者として河川空間における規定業務の実績がある	-	管理(主任)技術者または担当技術者として河川空間以外における規定業務の実績がある	-	管理(主任)技術者または担当技術者として規定業務の実績がない	A (3.0) B (1.8) C (0.0)	⑥
担照管理 担当技術者 資格要件	当該技術者が次のア～エのいずれかに該当している。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「河川、砂防及び海岸・海洋」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「河川、砂防及び海岸・海洋」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」)の資格を有し、登録を受けている者。	管理技術者又は照査技術者が該当している	-	担当技術者が該当している	-	当該技術者がいずれにも該当しない	A (3.0) B (1.8) C (0.0)	⑦

\* 「規定業務」とは、技術提案説明書に記載している「公民(官民)連携まちづくりに関する検討業務」である。

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	評価点	備考	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解が特に優れている	—	目的、条件、内容の理解が十分である	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	A (5) B (3) C (0)	⑧	
	業務実施手順(フロー・工程表)	業務実施手順の妥当性	業務実施手順の検討が妥当であり、実効性のある工程である	—	業務実施手順の検討が妥当である	—	業務実施手順の検討が不十分である	A (5) B (3) C (0)	⑨
		業務量把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	業務量の把握、人員配置が妥当である	—	業務量の把握、人員配置が不十分である	A (5) B (3) C (0)	⑩
	その他	重要事項の指摘(特定テーマに対する技術提案の内容を除く)	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘はない	A (5) B (3) C (0)	⑪
技術提案全体	新規性	新たな取組の提案	—	有効性のある新たな手法を取り入れた提案である	—	既に実施された手法を用いた提案である	A (5) B (3) C (0)	⑫	
	的確性	特定テーマ間の整合性・関連性	特定テーマ間の整合性や関連性が特に優れた提案である	—	特定テーマ間の整合性や関連性が十分な提案である	—	特定テーマ間の整合性や関連性が不十分な提案である	A (5) B (3) C (0)	⑬
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	意見聴取の企画案と工夫	意見聴取企画の工夫について、特に優れた提案である	意見聴取企画の工夫について、優れた提案である	意見聴取企画の工夫について、十分な提案である	意見聴取企画の工夫について、やや不十分な提案である	A (10) A' (8) B (6) B' (4) C (0)	⑭	
	実現性	提案内容の裏付けと具体性	提案内容の裏付けと具体性について、特に優れた提案である	—	提案内容の裏付けと具体性について、十分な提案である	—	提案内容の裏付けと具体性について、不十分な提案である	A (10) B (5) C (0)	⑮
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	社会実験の企画案と工夫	社会実験企画の工夫について、特に優れた提案である	社会実験企画の工夫について、優れた提案である	社会実験企画の工夫について、十分な提案である	社会実験企画の工夫について、やや不十分な提案である	A (12) A' (9) B (6) B' (3) C (0)	⑯	
	実現性	提案内容の裏付けと具体性	提案内容の裏付けと具体性について、特に優れた提案である	提案内容の裏付けと具体性について、優れた提案である	提案内容の裏付けと具体性について、十分な提案である	提案内容の裏付けと具体性について、やや不十分な提案である	A (18) A' (14) B (10) B' (6) C (0)	⑰	

(4) 審査を行った事業者(五十音順)  
 中央復建コンサルタンツ株式会社  
 ハートビートプラン・E-DESIGN 設計共同体

(5) 審査の結果

			I 社		II 社	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専任性	A	3	A	3
		専門技術力	A	4	A	4
	担当技術者 1	専任性	A	2	A	2
		専門技術力	A	3	A	3
	担当技術者 2	専任性	A	2	A	2
		専門技術力	B	1.8	A	3
管理技術者 担当技術者 1 担当技術者 2	資格要件	C	0	A	3	
実施方針・工程表 その他	業務の理解度	目的・条件・内容の理解	A	5	A	5
	業務実施手順	業務実施手順の妥当性	B	3	A	5
		人員配置の妥当性	C	0	A	5
	その他	重要事項の指摘	B	3	B	3
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ全体 に対する技術提案	新規性	A	5	A	5
		的確性	B	3	A	5
	特定テーマ 1 に対する技術提案	的確性	A	10	A	10
		実現性	B	5	A	10
	特定テーマ 2 に対する技術提案	的確性	A	12	A	12
		実現性	B	10	A'	14
合計			71.8		94	